

重要事項説明書
(令和7年9月1日現在)

1. 訪問看護ステーションほんわかの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーション ほんわか
所在地	鳥取県米子市茶町 25 番地
介護保険指定番号	訪問看護 (鳥取県 3160290056)
サービス提供地域	米子市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制 (常勤換算 2.5 以上)

	勤務形態	業務内容
管理者 (看護職員)	常勤 1 名	職員等の管理を一元的に行い指揮命令
看護職員	常勤・非常勤 2 名以上	医師の指示に基づき適切な訪問看護

(3) サービスの提供時間

月曜日～土曜日 8:30～17:00

※ 全時間帯とも緊急時はこの限りではありません。

2. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員に相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される日の1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

当事業所のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた方の介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者及びご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

3. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。緊急時の連絡がつかないことの無いようにご配慮願います。又、緊急連絡先を変更される場合は速やかにお知らせください。

主 治 医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所在地	
	電話番号	

4. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための整備を行っております。

5. 虐待防止及び身体的拘束適正化のための措置

利用者の人権の擁護、虐待防止及び身体的拘束適正化等のため指針に基づき、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じております。

6. サービス内容に関する相談・苦情

相談、苦情に対する窓口を常設とし、相談担当者を設置しています。

○訪問看護ステーションほんわか管理者

電話番号 0859-21-7531 F A X 0859-21-7532

○医療法人厚生会 介護福祉事業部

電話番号 0859-24-1501 F A X 0859-24-1502

○鳥取県国民健康保険団体連合会

電話番号 0857-20-2100 F A X 0857-29-6115

○米子市役所 長寿社会課

電話番号 0859-23-5131 F A X 0859-23-5012

7. 当事業所の概要

名称	医療法人 厚生会
法人代表者職名・氏名	理事長 渡邊 浄司
事業所所在地	鳥取県米子市彦名町 1250 番地
電話番号	0859-24-1501

8. 第三者評価の実施について

第三者評価の実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

利用料金表

(令和7年9月1日現在)

【介護保険適用】

(介護保険からの給付サービスの場合は、原則として基本料金の1割又は2割又は3割が負担額となります。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。)

【要介護】

(1) 基本料 (1日にあたり)

基本料	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314円	628円	942円
30分未満	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	2,256円	3,384円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携	2,961円	5,922円	8,883円

※ 早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)・深夜(午後10時～午前6時)。

※ 上表の料金設定と基本となる時間には、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 加算・減算

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
①	加算(定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携)	要介護5の方、1月につき	800円	1,600円	2,400円
②	減算(同一建物、又は利用者が同一建物に20人以上居住)	所定単位数の100分の90を算定	—	—	—
	減算(同一建物、又は利用者が同一建物に50人以上居住)	所定単位数の100分の85を算定	—	—	—
③	夜間又は早朝加算	所定単位数の100分の25を加算	—	—	—
④	深夜加算	所定単位数の100分の50を加算	—	—	—
⑤	複数名訪問加算(Ⅰ) (30分未満)	1回につき	254円	508円	762円
	複数名訪問加算(Ⅰ) (30分以上)	1回につき	402円	804円	1,206円
⑥	特別な管理を必要とする利用者に1時間30分以上訪問看護を実施した場合	1回につき	300円	600円	900円
⑦	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600円	1,200円	1,800円

	加算・減算名		1 割負担	2 割負担	3 割負担
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	1 月につき	574 円	1,148 円	1,722 円
⑧	特別管理加算（Ⅰ）	1 月につき	500 円	1,000 円	1,500 円
	特別管理加算（Ⅱ）	1 月につき	250 円	500 円	750 円
⑨	専門管理加算	1 月につき	250 円	500 円	750 円
⑩	ターミナルケア加算	死亡月に加算	2,500 円	5,000 円	7,500 円
⑪	遠隔死亡診断補助加算	1 回につき	150 円	300 円	450 円
⑫	減算（定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携）	医療保険の訪問看護が必要で、主治医が発行する訪問看護指示の期間、1 日につき	－97 円	－194 円	－291 円
⑬	初回加算（Ⅰ）	1 月につき	350 円	700 円	1,050 円
	初回加算（Ⅱ）	1 月につき	300 円	600 円	900 円
⑭	退院時共同指導加算	退院又は退所後に 1 回に限り	600 円	1,200 円	1,800 円
⑮	看護・介護職員連携強化加算	1 月につき	250 円	500 円	750 円
⑯	看護体制強化加算（Ⅰ）	1 月につき	550 円	1,100 円	1,650 円
	看護体制強化加算（Ⅱ）	1 月につき	200 円	600 円	900 円
⑰	口腔連携強化加算	1 月につき	50 円	100 円	150 円
⑱	サービス提供体制強化加算 1	1 回につき	6 円	12 円	18 円
	サービス提供体制強化加算 2（定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携の場合）	1 月につき	50 円	100 円	150 円
⑲	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100	－	－	－
⑳	業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1/100	－	－	－

※なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

※②、⑤、⑦、⑧、⑬、⑯、⑱は各々いずれか1つを算定します。

※ご利用者の心身状態又は、施設の人員配置、介護看護体制により加算の項目が変わる場合があります。

※加算の変更時には、予め説明を行います。

【要支援】

(1) 基本料（1 日あたり）

基本料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	303 円	606 円	909 円
30 分未満	451 円	902 円	1,353 円
30 分以上 1 時間未満	794 円	1,588 円	2,382 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 円	2,180 円	3,270 円

(2) 加算・減算

	加算・減算名		1 割負担	2 割負担	3 割負担
①	減算（同一建物、又は利用者が同一建物に 20 人以上居住）	所定単位数の 100 分の 90 を算定	—	—	—
	減算（同一建物、又は利用者が同一建物に 50 人以上居住）	所定単位数の 100 分の 85 を算定	—	—	—
②	夜間又は早朝加算	所定単位数の 100 分の 25 を加算	—	—	—
③	深夜加算	所定単位数の 100 分の 50 を加算	—	—	—
④	複数名訪問加算（Ⅰ） （30 分未満）	1 回につき	254 円	508 円	762 円
	複数名訪問加算（Ⅰ） （30 分以上）	1 回につき	402 円	804 円	1,206 円
⑤	特別な管理を必要とする利用者に 1 時間 30 分以上訪問看護を実施した場合	1 回につき	300 円	600 円	900 円
⑥	緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）	1 月につき	600 円	1,200 円	1,800 円
	緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ）	1 月につき	574 円	1,148 円	1,722 円
⑦	特別管理加算（Ⅰ）	1 月につき	500 円	1,000 円	1,500 円
	特別管理加算（Ⅱ）	1 月につき	250 円	500 円	750 円
⑧	専門管理加算	1 月につき	250 円	500 円	750 円
⑨	12 月超減算	1 月につき	-5 円	-10 円	-15 円
⑩	初回加算（Ⅰ）	1 月につき	350 円	700 円	1,050 円
	初回加算（Ⅱ）	1 月につき	300 円	600 円	900 円
⑪	退院時共同指導加算	退院又は退所後 1 回に限り	600 円	1,200 円	1,800 円
⑫	看護体制強化加算	1 月につき	100 円	200 円	300 円
⑬	口腔連携強化加算	1 月につき	50 円	100 円	150 円
⑭	サービス提供体制強化加算 1	1 回につき	6 円	12 円	18 円
⑮	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100	—	—	—
⑯	業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1/100	—	—	—

※①、④、⑥、⑦、⑩は各々いずれか 1 つを算定します。

※ご利用者の心身状態又は、施設の人員配置、介護看護体制により加算の項目が変わる場合があります。

※加算の変更時には、予め説明を行います。

【医療保険適用】

(受給者証の種類によっては公費負担が適用となり、負担額が軽減される場合があります。)

(1) 基本料金

訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (1日1回につき)	週3日目まで	5,550円
	(准看護師	5,050円)
	週4日目以降	6,550円
	(准看護師	6,050円)
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) (同一の建物に居住する者に対して同一日に2人行った場合)	週3日目まで	5,550円)
	(准看護師	5,050円)
	週4日目以降	6,550円
	(准看護師	6,050円)
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) (同一の建物に居住する者に対して同一日に3人以上行った場合)	週3日目まで	2,780円
	(准看護師	2,530円)
	週4日目以降	3,280円
	(准看護師	3,030円)
訪問看護基本療養費 (Ⅰ) 又は (Ⅱ) (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合)	月に1回を限度	12,850円
訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者 (入院中のものに限る)		8,500円
夜間・早朝訪問看護加算 (PM6時～PM10時・AM6時～AM8時)		2,100円
深夜訪問看護加算 (PM10時～AM6時)		4,200円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	イ 13,230円
		ロ 10,030円
		ハ 8,700円
		ニ 7,670円
	2日目以降	イ 3,000円
		ロ 2,500円
複数名訪問看護加算 (週1日に限り、看護補助者の場合は週3日を限度) (同一建物内に1人～2人の場合)	(看護師	4,500円)
	(准看護師	3,800円)
	(看護補助者	3,000円)
〃 (週1日に限り、看護補助者の場合は週3日を限度) (同一建物内に3人以上の場合)	(看護師	4,000円)
	(准看護師	3,400円)
	(看護補助者	2,700円)

難病等複数回訪問加算 (1日に2回または3回以上の訪問)	所定額に4,500円(1日に2回の場合) (同一建物内3人以上の場合、4,000円) または8,000円加算(1日に3回以上の場合) (同一建物内3人以上の場合、7,200円)
---------------------------------	---

(2) 病状または同意によって加算される料金

特別管理加算 (1ヶ月につき)	利用者の状態に応じ 2,500円 または 5,000円
緊急訪問看護加算(月14日目まで)	2,650円
緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000円
長時間訪問看護加算 (週1日)	5,200円
24時間対応体制加算(24時間対応体制における看護業務の負担軽減取組あり) (1ヶ月につき)	6,800円
退院時共同指導加算 (退院または退所につき1回に限り)	8,000円(疾病・病状につき月2回まで)
退院支援指導加算	6,000円(退院日に療養状必要な指導を行った場合) 8,400円(長時間の訪問を要する方に、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合)
在宅患者連携指導加算 (1ヶ月につき)	3,000円(関連機関と情報共有を行い指導をした場合)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円(月2回まで)
看護・介護職員連携強化加算	2,500円(月1回まで)
専門管理加算	2,500円(月1回まで)
訪問看護医療DX情報活用加算	50円(月1回まで)
訪問看護情報提供療養費	1,500円(月1回まで)
訪問看護ターミナル療養費1	25,000円
訪問看護ターミナル療養費2	10,000円
特別管理指導加算	2,000円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)、(Ⅱ)1~18	—

【交通費】

重要事項説明書1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要になる場合があります。

【キャンセル料】

キャンセル料は不要です。急なキャンセルの場合は、至急ご連絡ください。

【お支払い方法】

- ①利用料及びその他の費用については、ご負担金がある場合、利用月ごとに請求書を作成致します。請求書はご利用月の翌月、10日頃より随時ご自宅にお届け致します。
- ② 口座振替の場合は毎月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に、ご契約頂きました金融機関より口座引落させていただきます。お支払いの確認が出来ましたら、領収書を発行し翌月送付致します。
- ③ お支払方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引落の方法がございます。ご契約時にお選びください。

個人情報利用目的

(令和7年9月1日現在)

訪問看護ステーションほんわかでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

訪問看護ステーションほんわか利用同意書

訪問看護ステーションほんわかを利用するにあたり、訪問看護ステーションほんわか「重要事項説明書」及び「個人情報の利用目的」を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名 _____

住 所 _____

<申込者>

氏 名 _____

住 所 _____

(続柄)

代筆の場合

代筆理由 _____

医療法人 厚生会

担当 説明者 _____